

福住地区の歴史



天和4年(1684)の多紀郡 出典:「多紀郡全域の絵地図」(保山市指定有形文化財・個人蔵)

古代・中世の福住地区

福住の町並みは篠山盆地の東端、篠山川の支流となる粉井川が形成した河岸段丘上に位置し、篠山盆地を東西に横切る山陰街道が盆地を東西に抜け、粉井川と平行して走るようになるあたりから、街道に沿って連続した町並みが広がります。

古代には丹波国八郷のひとつ真継郷に属しており、現在の小野新周辺に山陰道の駅として小野駅が置かれました。さらに、平安・鎌倉期には丹波国に貴族や大寺社の荘園が多く設けられ、福住地区は粉井庄の一部であったと伝えられています。

室町期には足利将军家の内衆を書き上げた「応仁武鑑」の中に「丹波福住 一万五百石 仁木兵部太夫成長」と記されており、福住一帯が仁木氏の支配下にあったことがわかります。

戦国期になると、多紀郡では管領細川氏の被官であった波多野氏が勢力を伸ばし、高城山に築いた八上城を中心とする勢力圏を形成します。

福住地区は波多野氏の被官であった粉井氏の拠点でした。粉井氏は中世以来この地域に拠点を置く在地領主であったと考えられ、永正年間には福住の粉井川を挟んだ対岸の山上に粉井城を築くとともに、安口の粉井川対岸には安口城、安口西砦といった支城を設けていました。

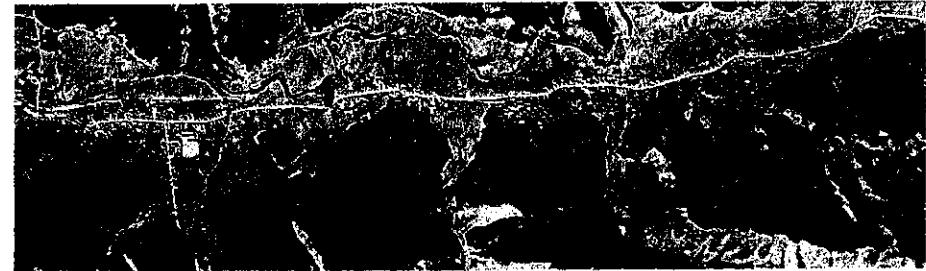
近世の福住地区

天正6年(1578)の明智光秀による丹波攻略により、波多野氏を中心とした丹波衆は勢力を失います。その後、丹波国の領主は度々入れ替わり、慶長14年(1609)に篠山藩主として入部した松平康重は、篠山に新たな城を造営しました。

このように、天正～慶長期にかけて多紀郡の地域構造は大きく変化しますが、福住地区はかかる変容の影響を直接的には受けなかつたと考えられます。しかし、丹波国が諸大名の所領として細分化される過程で、福住村・川原村は篠山藩領、安口村・西野々村は亀山藩領へ編入されたため、幕藩体制下では別々の藩領として存在することとなります。

そして、福住村は山陰街道の宿駅に指定されます。篠山藩は篠山城下を中心とする街道整備のなかで、他にも山陰街道沿いの「追入村」、摂津・播磨を結ぶ街道沿いの「古市村」をそれぞれ宿駅に指定しており、いずれの村も近世を通して宿場町として繁榮します。

一方、川原村、安口村、西野々村は農村集落として位置づけられます。福住が宿場町となったことから、農業と兼業で旅籠や茶店などを営む家もありました。



昭和24年(1949)の福住地区全景 出典:「水素撮影空中写真」(国土地理院所蔵)



現在の福住地区全景

近代・現代の福住地区

明治維新にともない宿駅の制度は廃止されますが、明治中期頃までは旅客交通量、貨物輸送量の増加により宿場町として繁栄を続けます。

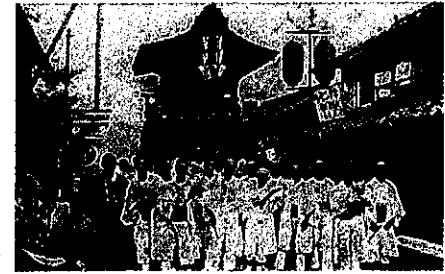
しかし、こうした福住の繁栄も、鉄道・道路網の整備が進むことにより翳りを見せるようになります。とりわけ、明治32年(1899)に京都・國部間を結ぶ京都鉄道・神崎・福知山間を結ぶ阪鶴鉄道(現JR福知山線)が開通したことは福住地区に大きな打撃を与え、旅客を対象とする旅館や商店は徐々に廃業していきました。

その結果、特定の産業を持たない福住は農業を中心とした農村集落としての性格を強めます。

また、昭和47年(1972)には福住を経由して篠山・國部間を結ぶ予定であった国鉄篠山線が計画途中で廃線となつたことも、福住の経済的な発展に影響を与えました。

このように、明治以降、福住地区は近代化の影響をあまり受けず、そのことが、伝統的な町並みを現在まで残すことににつながつたともいえます。

現在、山陰街道沿いには福住から西野々にかけて、江戸後期から明治期に建てられた妻入民家を中心とした町並みが続いており、江戸期以来宿場町を中心として発展した面影を色濃くとどめています。

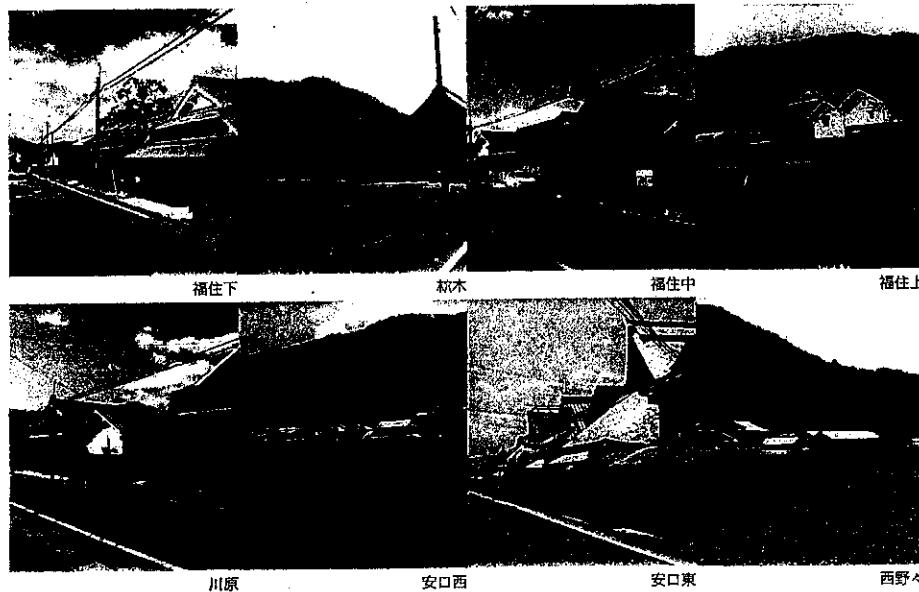


昭和初期の水無月祭 出典:「篠山町百年史」(篠山町・1984)



狐狩 出典:「獵守の森と暮らし」(篠山町・1988)

福住地区の町並みと建築



福住地区の景観的特徴

福住地区の町並みは、その周囲を緑豊かな丹波の山々に囲まれており、四季折々の表情をみせます。

集落の後背地を形成する農地では、黒豆や米などが作られ、山間に田園風景が展開し、集落に平行して流れる粉井川などが、集落景観の形成に大きな影響を与えています。

周囲の山には、粉井城をはじめその支城である安口城、安口西砦など中世の城跡が点在し、山麓部の数多くの寺院とともに景観を特徴づけます。街道沿いには、一里塚や道標、常夜灯等、歴史的環境を形成する工作物が点在するほか、粉井川の水害対策のための石積みの上に建つ土堤と土蔵の連続が、背後の農地と山並みに調和します。また、現在においても、住吉神社の水無月祭りをはじめとする祭礼行事や、キツネガエリ（フクノガミ）やイノコなどの年中行事も継承されています。

福住地区には、このような遠い過去から継承されてきた自然、歴史、人の営みなどの、多様な景観的関係文脈が備わることにより、優れた町並みや歴史的景観が創出されています。

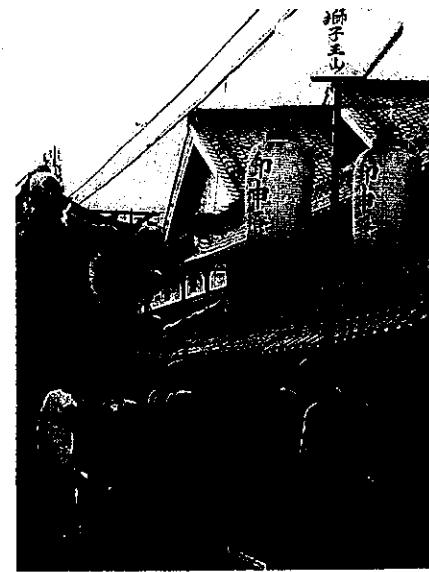
さらに、福住地区は宿場町と農村集落の2つの歴史的景観が1つの街道に沿って連続する、全国的にも非常に貴重な町並みが形成されています。

町並みを保存することは

まちは生きています。そこに住む人々の暮らしがあります。町並みを保存することは、博物館のような保存でなく、輝光の振興を目的としたものではありません。あくまでも「住民の生活を含めた町並み保存」であることを基本に、伝統的な建物を現代に顔合わせ、後世に残していくうとするものです。

住民のみなさんが主体の新しいまちづくり

町並み保存は、何よりも住民の方々の「地域を愛する心」が大切です。生活環境をいかによくしていくか、どう残り置いた地域をどのように創出するか、歴史的な町並みを次の世代にどう伝えていくかをテーマとした住民主体の「新しいまちづくり」事業の一環です。

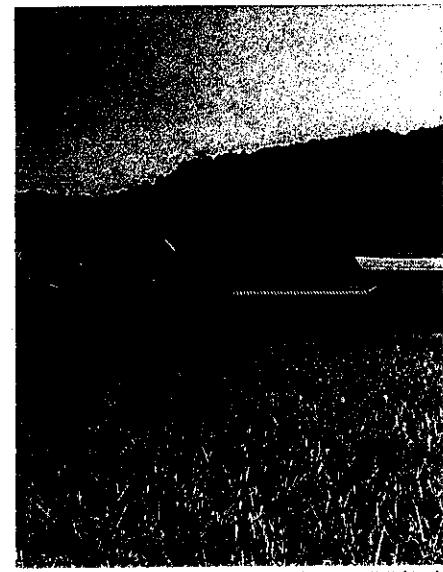


宿場町の町並みと建築

近世の福住は宿場町として栄え、街道沿いに連続した商家が町並みを形成しています。

敷地割は間口が狭く奥行きが深いものが多いですが、間口が広い場合には、土蔵や別棟が主屋に並んで建ち、敷地周囲を土塀や板塀が取り囲みます。

家屋は妻入で桟瓦葺の屋根を基本とし、1階軒下部分に格子を備え、半間ほど下がった位置から2階が立ち上がります。2階は厨子2階が多く、切妻面に一文字の庇が設けられ、開口部はムシコ窓となっています。



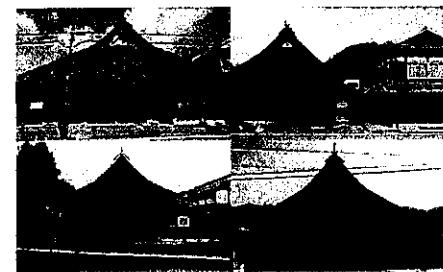
農地から見る集落(安口)

農村集落の町並みと建築

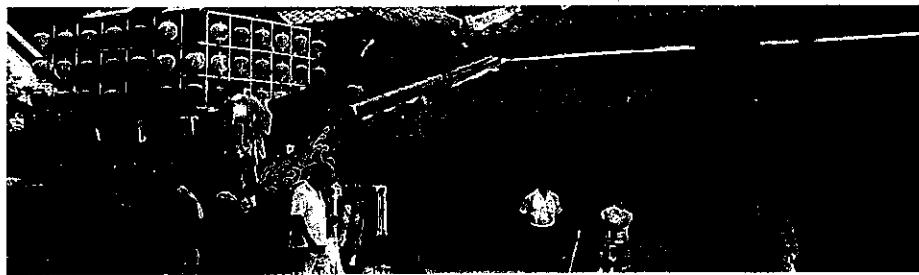
住吉神社から東側、川原、安口、西野々では、街道沿いに連続した農家が町並みを形成しています。

家屋は福住ほど密に建てて並んでではなく、かつ街道から後退して主屋を配置することで、庭を設け、落ち着いた街道景観を形成します。また、主屋に隣接して妻入、2階建での農作業小屋を建てる家が多く、景観的特徴となっています。

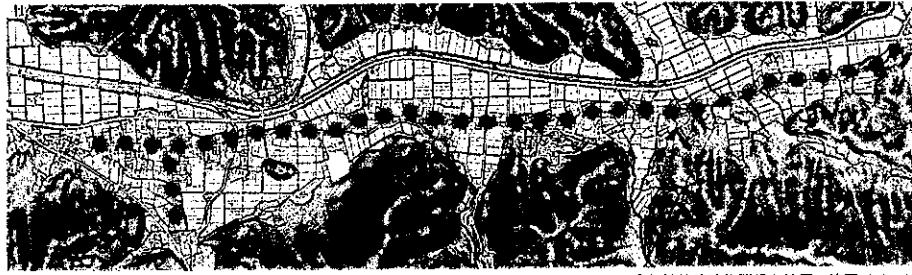
家屋の多くは、妻入で桟瓦葺もしくは茅葺の屋根を持ち、大きな三角の妻面が連続する農村集落景観は、力強く美しい町並みを形成します。



町並み保存のために



水無月祭(川原)



◎伝統的建造物群保存地区の範囲イメージ

伝統的建造物群保存地区制度の活用

町並みを保存していくには、住民と行政が一体となり「どのような町並みに育てていくか」合意して進める方法が最適です。

教育委員会では、住民の方々のご意見を聞いて一緒に町並み保存の内容を作り上げていきたいと考えています。

町並み保存事業の推進に際しては、文化庁の「伝統的建造物群保存地区制度」を活用し、町並み保存の指導や助言を受けていく予定です。

伝統的建造物群保存地区制度とは

伝統的建造物群保存地区では、保存計画を作成し、町並み保存の基本的な考え方、保存地区の範囲、建物の修理方法や修景方法などのルールを作り、地区全体の防災計画や町並み保存の支援策などを定めます。

**重要伝統的
建造物群
保存地区**
伝統的建造物群保存地区的区域の全
部又は一部で、我が国にとって価値
が高いものとして文部科学大臣が選
定したもの

**伝統的
建造物群
保存地区**
伝統的建造物群及びこれと一緒に
してその価値を形成している環境を
保存するため、市町村が都市計画又
は条例で定める地区

**伝統的
建造物群**
周囲の環境と一緒にして歴史的風
貌を形成している伝統的な建造物群
で価値の高いもの

**[特定物件]
伝統的
建造物**
伝統的建造物群を構成している建築
物その他の工作物
[修景]

**建築物
[修理]**

町並み保存の方法

伝統的建造物の保存は外観だけで内部の規制はありません。外観とは通りから見える部分（建物の正面・側面・屋根）のことと、材質・色彩・構造等に基準が設けられます。また、伝統的建造物以外の建物等についても町並みの風致に配慮した意匠の基準が設けられます。さらに建物だけでなく、工作物（門や塀）や自然物（樹木や庭）なども対象となります。このように歴史的な町並みとしての価値を高め、地域活性化や住環境向上を図ります。

伝統的建造物群保存地区のルールづくり

伝統的建造物群保存地区においては、建物や町並みを保存・整備するルールが必要です。ルールは質の高い歴史的景観を作る「手引き」であり、住民の方々がまちづくりのために交わす「約束」といえます。

◎伝統的建造物群保存地区制度の用語の説明

伝統的建造物（特定物件）の決定
は所有者の同意を得て行います。
保存すべき価値がある歴史的な
建造物でも、所有者の同意が得
られなければ伝統的建造物（特
定物件）としては扱われません。

◆保存修理を図るべきもの
(修景)

調和を図るべきもの
(修景)

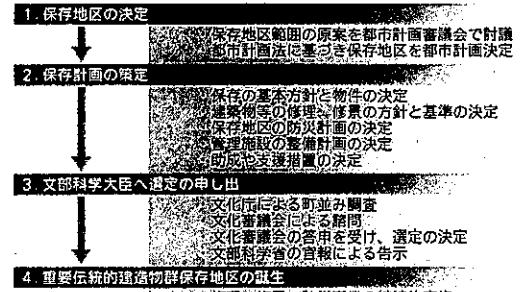
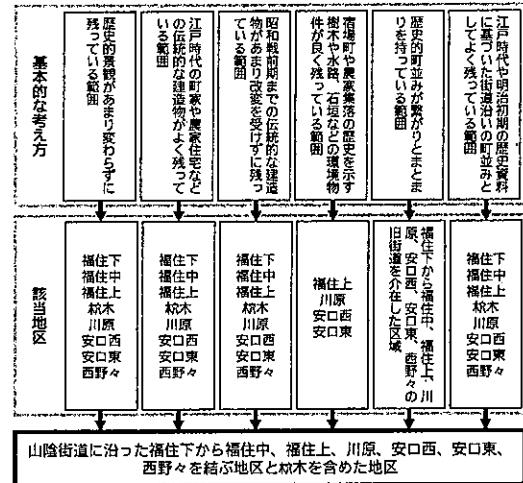
伝統的建造物群と一体をなす環境を
保存するため特に必要と認められる
物件

伝統的建造物群以外の建造物
(修景)

その他の物件
(自然物 土地)
(修景)

建築物
[修景]

工作物
[修景]



保存のための助成・支援

助成制度の概要

保存地区内の建築行為で、外観を修理基準または修景基準によって整備する場合、「簇山市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で助成制度が適用されます。

税の優遇措置

重要伝統的建造物群保存地区に選定された場合、伝統的建造物（特定物件）の家屋にかかる固定資産税は非課税となります。

また、相続税関係として、特定物件の家屋とその敷地を個人が相続する際、建物と土地の評価額の一部が控除されます。



旧街道の夕暮れ(安口)